

## 平成25年度 川崎市保育料金額表

(単位：円)

階層区分	定 義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		(参考)国基準保育料	
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	9,000	6,000
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650	19,500	16,500
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200		
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700		
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550	30,000	27,000
D2	所得税 1,500円以上 9,500円未満	10,600	5,300	8,300	4,150		
D3	所得税 9,500円以上 18,500円未満	12,500	6,250	9,900	4,950		
D4	所得税 18,500円以上 30,000円未満	15,500	7,750	12,900	6,450		
D5	所得税 30,000円以上 40,000円未満	21,500	10,750	13,400	6,700		
D6	所得税 40,000円以上 50,000円未満	24,000	12,000	17,400	8,700		
D7	所得税 50,000円以上 62,000円未満	28,000	14,000	21,300	10,650	44,500	41,500
D8	所得税 62,000円以上 75,000円未満	32,000	16,000	24,500	12,250		
D9	所得税 75,000円以上 88,000円未満	35,000	17,500	26,000	13,000		
D10	所得税 88,000円以上 103,000円未満	38,300	19,150	27,000	13,500		
D11	所得税 103,000円以上 128,000円未満	42,300	21,150	29,500	14,750		
D12	所得税 128,000円以上 162,500円未満	47,100	32,970	30,500	21,350	61,000	58,000
D13	所得税 162,500円以上 212,500円未満	51,300	35,910	30,600	21,420		
D14	所得税 212,500円以上 272,500円未満	53,700	37,590	30,700	21,490		
D15	所得税 272,500円以上 332,500円未満	56,100	39,270	30,800	21,560		
D16	所得税 332,500円以上 413,000円未満	57,500	40,250	30,900	21,630		
D17	所得税 413,000円以上 483,000円未満	60,600	42,420	31,000	21,700	80,000	77,000
D18	所得税 483,000円以上 548,000円未満	64,900	45,430	31,100	21,770		
D19	所得税 548,000円以上 633,000円未満	69,000	48,300	31,200	21,840		
D20	所得税 633,000円以上 734,000円未満	71,100	49,770	31,300	21,910		
D21	所得税 734,000円以上 1,000,000円未満	75,000	52,500	31,400	21,980		
D22	所得税 1,000,000円以上	77,000	53,900	31,500	22,050	104,000	101,000

注1 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が入所又は利用している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園若しくは同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に入園し、又は就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に若しくは児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通園部に入所し、又は児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の第2子目の保育料です。

注2 第3子以降の保育料については、無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が入所又は利用している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園若しくは同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に入園し、又は就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に若しくは児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通園部に入所し、又は児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）です。

注3 この表の市民税の額は、世帯の平成24年度市民税額の年額となります。また所得税の額は、世帯の平成24年分所得税額の年額となります（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。）。

注4 この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。（A・B階層を除く）

注6 平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による保育料への影響が生じないよう対応します。